

第2回

学校の働き方改革を踏まえた 部活動改革に関する有識者会議

【協議資料】

○学校部活動の在り方について	・・・・・・・・・・	1
○茨城県中学校体育連盟の現状	・・・・・・・・・・	21
○茨城県高等学校体育連盟の現状	・・・・・・・・・・	28

働き方改革を踏まえた部活動改革の必要性

【部活動改革】

①部活動運営方針【国・茨城県】

- ・休養日：週2日（中）週1日（高）
- ・活動時間：平日2H 休日3H（中）4H（高）
- ・生徒の多様なニーズを踏まえた環境整備
- ・学校単位で参加する大会等の見直し

②働き方改革を踏まえた部活動改革【国】

- ・休日に部活動の指導に携わる必要のない環境
- ・希望する教師は休日に指導できる仕組み
- ・生徒が地域で活動できる環境

【働き方改革】

①中教審答申・給特法改正等【国】

- ・学校教育を維持向上させ持続可能なものにするには働き方改革が急務
- ・部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務
- ・超過勤務時間上限：月45時間・年360時間

②働き方改革のためのガイドライン【茨城県】

- ・在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革
- ・部活動指導の負担軽減
- ・学校運営体制と業務の改善

現状と課題

- ①運営体制は少子化等により現状維持が困難
- ②学校単位の大会開催による活動の過熱化
- ③高校入試・大学進学時に活動成績等が影響
- ④保護者・地域の期待

現状と課題

- ①部活動がそもそも教員の超過勤務を前提とした活動時間に設定
- ②大会・競技団体等の役員業務が教員の負担
- ③急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力も変化・学びの变革

部活動改革の方向

- ①休日の部活動の段階的な地域移行
- ②部活動運営方針の徹底
- ③複数顧問制の徹底・部活動数の適正化
- ④部活動指導員の拡充
- ⑤参加する大会等の見直し
- ⑥大会・競技団体役員業務への教員関与の見直し

働き方改革目標
超過勤務時間
月45時間以内

教員の負担軽減を目指した「中・高部活動改革プラン」

～休日の部活動を「地域移行(兼職兼業含む)」・「部活動指導員」へ～

目標 R4時間外勤務45h/月超の教員0 ★ R10休日部活動の教員の指導時間0



現状

- 少子化・学校規模縮小
- 勝利至上主義の弊害
- 部活動の長時間指導・業務多忙

- 生徒のニーズへの対応難
- 部活動の長時間化
- 教員の超過勤務(含休日)



県：部活動運営方針・働き方改革のためのガイドライン・国：スポーツ庁通知

部活動の在り方

生徒の心身を守る

自主的・自発的な参加
スポーツ医・科学に基づいた活動時間
効率的・効果的な練習の工夫

希望する生徒が地域で活動し、ニーズに応じた
種目やレベルの指導を受ける仕組み

休日部活動を
段階的に
地域へ移行

対応策

教員の心身を守る

超過勤務時間の縮減
学びの改革に対応した準備時間の保障
学校運営体制と業務の改善

- 希望しない教員が、休日に指導しない
- 希望する教員が、地域で指導できる仕組み

兼職
兼業

①部活動運営方針の徹底

- ・活動日、活動時間、休養日の適切な設定
中学：平日2h、休日3h、休養日週2日以上
高校：平日2h、休日4h、休養日週1日以上
- ・フォローアップ調査(1月) → 指導の徹底

②複数顧問制の徹底・部活動数の適正化

- ・運動部：団体登録に満たない
- ・文化部：6人未満 → 削減へ

③部活動指導員の拡充

- ・専門的指導及び単独で指導、引率
- ・「地域人材の確保」と「指導員バンク」登録の推進

④部活動の地域移行

・地域との調整

- ・クラブ主体の競技から調整開始
- ・拠点校部活動の推進

- ・大会参加がクラブ単位でも可能になるよう要望
- ・先行実施の好事例を紹介

部活動改革の4つの柱

1 部活動運営方針の徹底

**2 複数顧問制の徹底
部活動数の適正化**

3 部活動指導員の拡充

4 部活動の地域移行

複数顧問制の徹底 部活動数の適正化

1 複数顧問制の徹底

働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について

(令和3年3月10日 茨城県)

- 生徒数が減少している状況において、生徒がより意欲をもって活動できる人数や連帯感を目指す。
- 複数顧問体制を確立し、指導時間を分担して取り組むなど、顧問教員(教職員)の負担の軽減を図る。

各部活動に顧問教員(管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く)を原則複数人数配置できる部活動数とする。

【例:教員が30人の場合、15部活動以下が望ましい】

部活動数の削減の目安等について

運動部:団体登録に満たない

文化部:6人未満の場合

2年続いた場合、年度内に廃部とする。

1 複数顧問制の徹底

(1) フォローアップ調査の結果①【管理職アンケート】

※複数顧問制とは・・・1つの部活動に複数の顧問を配置し、①指導日を分ける ②業務内容を分ける などにより顧問教員の指導時間の削減を図る。

(令和3年11月1日 現在)

管理職アンケート質問	回答	中学校 227校	高等学校 96校
複数顧問配置	配置できている	44.5%	27.1%
	配置できていない部活動がある	55.5% (126校)	27.1% (26校)



管理職アンケート質問	回答	中学校 126校	高等学校 26校
複数顧問配置を 確立する時期	今年度中	2.4%	0%
	来年度	81.0%	84.6%
	時期は未定	16.7%	15.4%

2 複数顧問制の徹底

(2) フォローアップ調査の結果② 【顧問アンケート】

(令和3年11月1日 現在)

顧問アンケート 質問	回答	中学校 2,615部	高等学校 1,966部
平日の指導は交代で指導に当たっていますか	交代で指導している	19.4%	18.9%
	正顧問が1人で指導している	32.1%	45.0%
	同時に複数で指導している	43.3%	28.7%
休日の指導は交代で指導に当たっていますか	交代で指導している	12.5%	11.8%
	正顧問が1人で指導している	33.2%	26.5%
	同時に複数で指導している	37.9%	22.4%
	休日は活動していない	7.3%	33.1%

2 複数顧問制の徹底

(3) フォローアップ調査の結果③

【正顧問が1人で指導している。また、同時に複数で指導している理由】

- 顧問教員の、**家庭の事情(子育て、介護等)**のため、休日に家を空けることができないので、正顧問が1人で指導している。
- 生徒や保護者から、「**専門的な指導ができる教員に指導をして欲しい**」という要望に応えるため、専門性の高い正顧問が1人で指導している。
- 専門性や指導経験がない教員が**1人で指導することに負担を感じているため**、同時に複数で指導している。
- 部員数が多かったり、配慮を要する生徒がおり、安全確保のため**、同時に複数で指導している。
- 大会や練習試合では、**審判や運営業務を担当する教員と生徒の看護をする教員がいるため**、同時に複数で指導している。

3 部活動数の適正化

(1) フォローアップ調査の結果① 【管理職アンケート】

(令和3年11月1日 現在)

管理職アンケート 質問	回答	中学校 227校	高等学校 96校
部活動の削減手続きについて	該当する部活動は、削減する方針が決定している	17.6% (40校)	28.1% (27校)
	該当する部活動はあるが、削減の方向性は決まっていない	24.7%	28.1%
	該当する部活動はない	57.7%	43.8%

管理職アンケート 質問	回答	中学校 40校	高等学校 27校
削減する方針が決定していることについて	今年度中に削減した又は削減する部活動数	63部	49部
	来年度中に削減する部活動数	52部	33部

3 部活動数の適正化

(2) フォローアップ調査の結果② 【部活動の削減が難しい理由】

- 合同チームとして活動が実施できている部活動を削減することができない。
- 部員数の少ない部活動ではあるが、次年度入学する小学生に**入部希望者が多いため、削減することができない。**
- **特色選抜の対象部**であるため。

部活動指導員の拡充

1 部活動指導員について

(1) 部活動指導員と外部指導者の違い

	部活動指導員	外部指導者
単独指導	○	×
大会や練習試合等の引率	○	×
R3活用人数	151人(中:101人、高:50人)	748人(中:620人、高:128人)

(2) 部活動指導員の主な職務等について

	市町村立中学校	県立学校
部活動指導員の主な職務	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導 ・大会・練習試合等の引率 ・用具・施設管理 ・会計管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・部の管理運営 ・事故発生対応 ・保護者連絡
雇用	市町村	県
費用負担	国、県、市町村 1/3	県
事業実績	平成30年度～	令和元年度～

2 部活動指導員の現状

部活動指導員活用人数の推移

(令和4年2月15日 現在)

		H30	R1	R2	R3	R4 (予定)
市町村 中学校	部活動 指導員数	6人	48人	76人	101人	179人
	中学校数	5校	32校	48校	62校	—
	市町村数	2市町	10市町村	17市町村	21市町村	27市町村
県立 学校	部活動 指導員数	—	6人	9人	50人	80人
	学校数	—	6校	13校	46校	—

3 部活動指導員に関すること①

部活動指導員の資格等(中学校・高校まとめ)

身分 会計年度任用職員(県または市町村で雇用)

資格 (1)～(5)は全て該当し、(6)～(8)のいずれかに該当すること。

- (1) 公務員でない者(県が任用する非常勤講師や兼職兼業が認められている公務員は除く)
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条又は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格事項に該当しない者
- (3) 当該学校長が指導者としてふさわしい人格を有していると判断した者
- (4) 過去の指導において体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等その他部活動指導員として不適格と認められる事項がない者
- (5) 当該年度4月1日現在の年齢が満20歳以上の者
- (6) 教員免許を授与された経験がある者(有効、無効を問わない)
- (7) (公財)日本スポーツ協会等又は中央競技団体認定の指導者資格を保有している者
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において指導経験がある者

勤務時間 【県立学校】 年間352時間(原則週8時間)
【市町村立中学校】 年間210時間(原則週6時間)

報酬等 1,600円/時、旅費

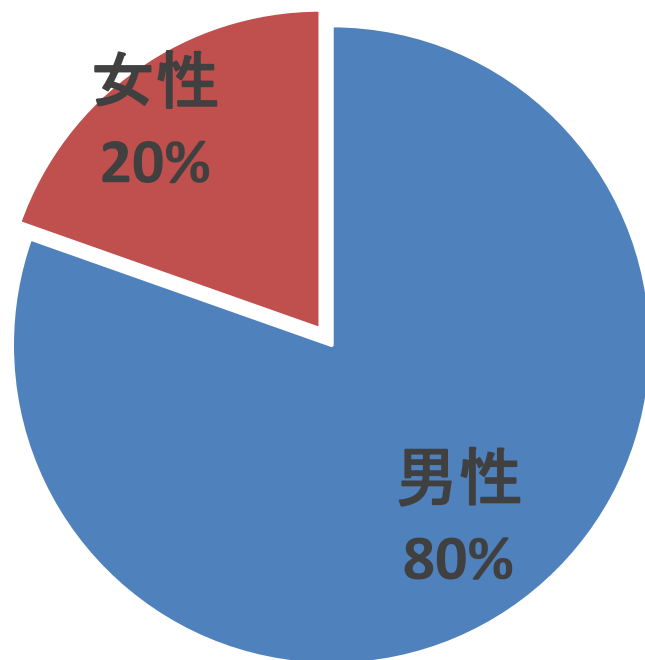
3 部活動指導員に関すること②

部活動指導員(151人)の状況(中学校・高校まとめ)

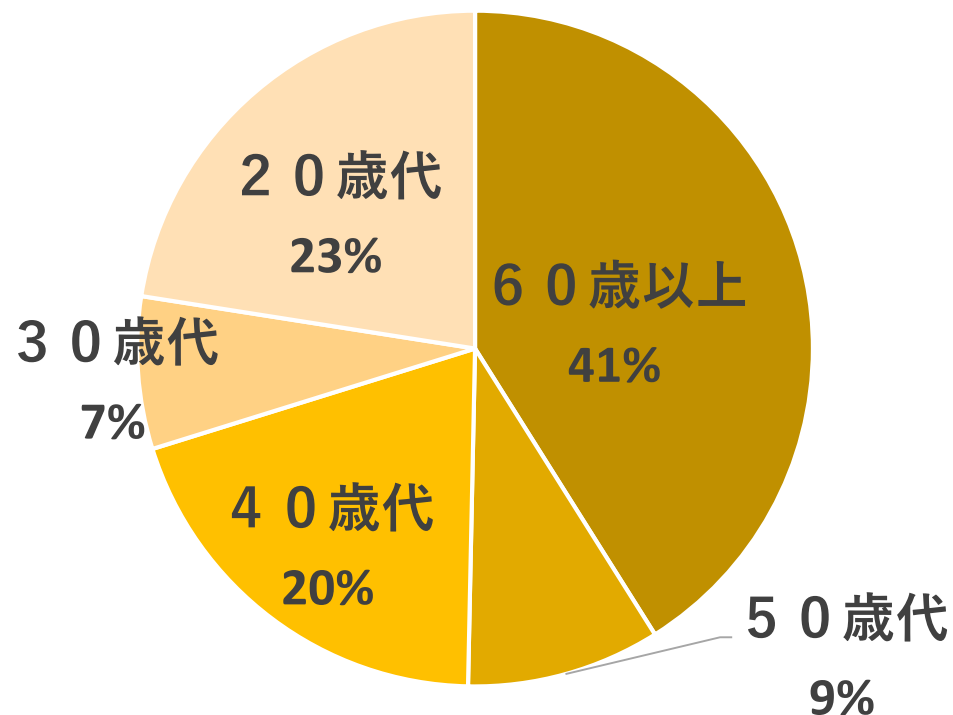
平均年齢

49.1歳

男女比



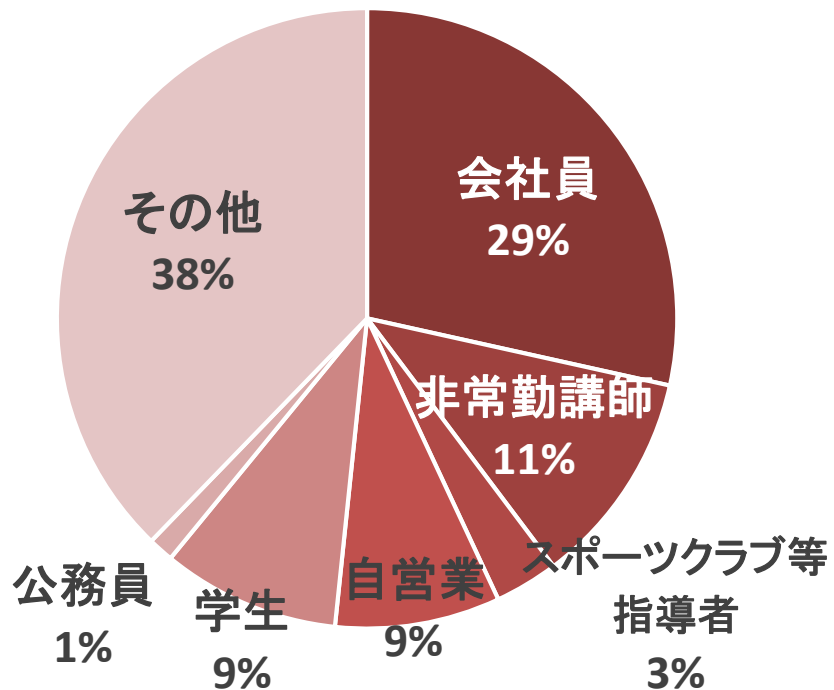
年齢層



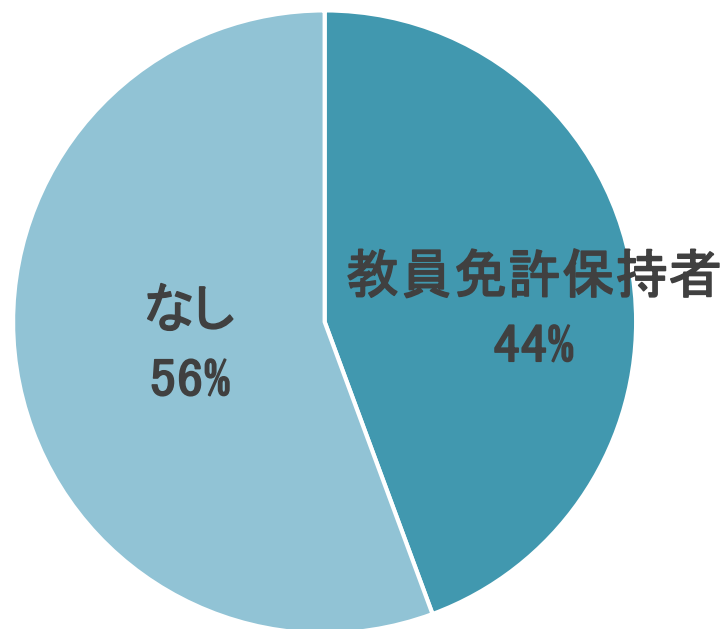
3 部活動指導員に関すること③

部活動指導員(151人)の状況(中学校・高校まとめ)

職業別



教員免許保持者



4 フォローアップの調査結果から①

(令和3年11月1日 現在)

管理職アンケート質問	回答	中学校 227校	高等学校 96校
部活動指導員の活用	活用している	34.4%	42.7%
	来年度以降活用を検討	29.5%	22.9%
	未定	36.1%	34.4%

顧問アンケート質問	回答	中学校 2,615部	高等学校 1,965部
部活動指導員が必要	必要	80.2%	62.8%
	必要ではない	19.8%	29.0% (未回答8.2%)
競技経験がない顧問数		52.5%	58.8%

5 部活動指導員の活用における成果

【生徒の意欲向上】

- 専門的な指導により生徒の意欲や技術向上につながっている。
- 的確な指導力で、生徒や保護者の信頼を得られる。
- 専門的知見から、生徒に応じた指導を行っている。

【顧問の負担軽減】

- 授業準備時間や休息を確保できる。
- 専門的知識を持っていない顧問が技術指導をしなくてもよい。
- 大会や練習試合も引率を任せることができる。

【学校との連携】

- 教員の異動に関わらず、指導体制を保つことができる。

6 部活動指導員の活用における課題

【人材確保】

- 高い指導力を持つ指導員を求めると、時給1,600円では少ないため、優秀な人材を確保できない。
- 時給1,600円で短時間(2～4時間)の活動では、生計が成り立たない。
- 指導員の確保が困難である。(地域差がある)
- 部活動の時間(平日)に指導できる職業の方が少ない。
- 単独で指導することによる責任が重い。

【指導員の資質】

- 生徒や保護者が求めるニーズと指導の方向性に違いが生じる。
- 学業への配慮不足や、勝利至上主義になる懸念がある。

7 部活動指導員の拡充

部活動指導員の確保

人材確保のための広報活動

- 部活動指導員登録バンクを設置(県HPで周知) → 現在27名が登録
- 説明会の実施 → 退職教員、公認スポーツ指導者、競技団体
- 募集チラシの配布 → ファミリーマート、イオン、道の駅に常時設置
- 広報誌等の掲載 → 広報誌「ひばり」、教育いばらき、茨城放送、NHKデータ放送

今後の活用が想定される人材

- 外部指導者(中・高) **748人**
- 県内公認スポーツ指導者 **3,575人**
- 県内スポーツ少年団登録指導者 **4,262人**
- R3年度 定年退職教員(小・中・高) **約800人**

茨城県中学校体育連盟の現状

令和4年3月10日
茨城県中学校体育連盟

1 茨城県中学校体育連盟（県中体連）とは

目的 茨城県中学校体育スポーツの健全な普及発展に資するとともに、相互の研鑽と連携を図る。

沿革 1949年（昭和24年）設立され、本年度で創立73年を迎える。主に中学校教員で組織されている。事務局を水戸市立石川中学校におく。

組織

①	5地区	中央、県北、県東、県南、県西
②	18競技部	陸上、体操（器械体操・新体操）、水泳、バレー、バスケ、卓球、ソフトテニス、柔道、剣道、弓道、ハンドボール、サッカー、ソフトボール、軟式野球、相撲、バドミントン、レスリング、スキー
③	4研究部	保体研究推進、法制研究、調査研究、会報編集

2 関連組織・大会

主催団体	大会日程
日本中体連	全国大会（8月下旬）
関東中体連 全国が8ブロックに分かれている	関東大会（8月上旬）
県中体連 本連盟を含め、47都道府県すべてに存在し、事務局が学校または都道府県教育委員会の中にある。	県総体（7月下旬） 県新人（10月下旬）
地区中体連 中央、県北、県東、県南、県西の5地区	地区総体（7月上旬） 地区新人（10月上旬）
市郡中体連 中央6、県北4、県南11、県西9の30市郡	市郡総体（6月下旬） 市郡新人（9月下旬）

※中体連主催大会は、総体と新人の2大会になる。

3 諸会議

会議	回数	参加者	内容
理事会	年1回	役員、常任理事、市郡中体連会長・理事長、競技部部長・委員長、行政関係者（保体課、スポ協） 102名	本連盟の最高決議機関 事業・予算・要望事項等の協議
常任理事会	年5回	役員、地区中体連会長・理事長、選手強化委員長・研究部4委員長、行政関係者（保体課、スポ協） 28名	理事会に準ずる決議機関 事業全般の協議
競技部 選手強化 委員会	年5回	会長、競技部副会長、理事長、副理事長、選手強化委員長、各競技部委員長 29名	大会の在り方や改善点などの協議
研究部 4委員会	年1～2回	会長、研究部副会長、理事長、副理事長等 ・保体研究推進委員会 10名 ・法制研究委員会 10名 ・調査研究委員会 5名 ・会報編集委員会 5名	研究、調査、編集等の実施
その他	部活動指導者研修会（年1回）、オンライン心肺蘇生法講習会（年1回）、関東・全国大会実行委員会（開催競技のみ年2回）、役員会（年1回）		

4 年間の中体連大会及び会議への参加（例）

例	参加する大会及び会議等						
<u>A 教諭</u> 顧問教諭の場合	○市郡総体	⇒	地区総体				
	○市郡新人	⇒	地区新人				
<u>B 教諭</u> 専門部員の場合	○市郡総体	⇒	地区総体	⇒	プロ編会議	⇒	県総体
			⇒ 関東大会				
	○市郡新人	⇒	地区新人	⇒	プロ編会議	⇒	県新人
<u>C 教諭</u> 県中体連専門部 委員長の場合	○市郡総体	⇒	地区総体	⇒	プロ編会議	⇒	県総体
			⇒ 関東大会				
	○市郡新人	⇒	地区新人	⇒	プロ編会議	⇒	県新人
	○県中体連選手強化委員会						
	○関東中体連競技部会						

5 教員の負担軽減のための対策

(1) 現状の取組

○組織としての活動

専門部運営や大会運営にあたり、役割分担をしている。

⇒ 一人あたりの負担削減のため。（委員長、会計、感染症対策等）

○競技団体との連携

大会運営の中で、審判等専門性が必要なものについては、競技団体と連携している。

⇒ 競技未経験の教員等が、審判資格を取らなければならない状況を回避するため。

5 教員の負担軽減のための対策

(2) 今後の取組

○組織の再編の検討

生徒数減に対応した、市郡中体連の再編を検討していく。

⇒大会に関わる役員が増え、大会運営の負担が分散されるため。

⇒大会数が減ることで、会場費等の費用が削減できるため。

○地域移行を見据えた大会の在り方の検討

地域部活動としての参加等を検討していく。

⇒ 地域部活動等の参加を認めることで、教員の負担を減らし、地域と連携協力しながら、大会運営を行うため。

茨城県高等学校体育連盟の現状

令和 4 年 3 月 1 0 日

茨城県高等学校体育連盟

1.茨城県高等学校体育連盟（県高体連）とは

（1）目的

茨城県内における高等学校体育の健全な発達を図る。

（2）沿革

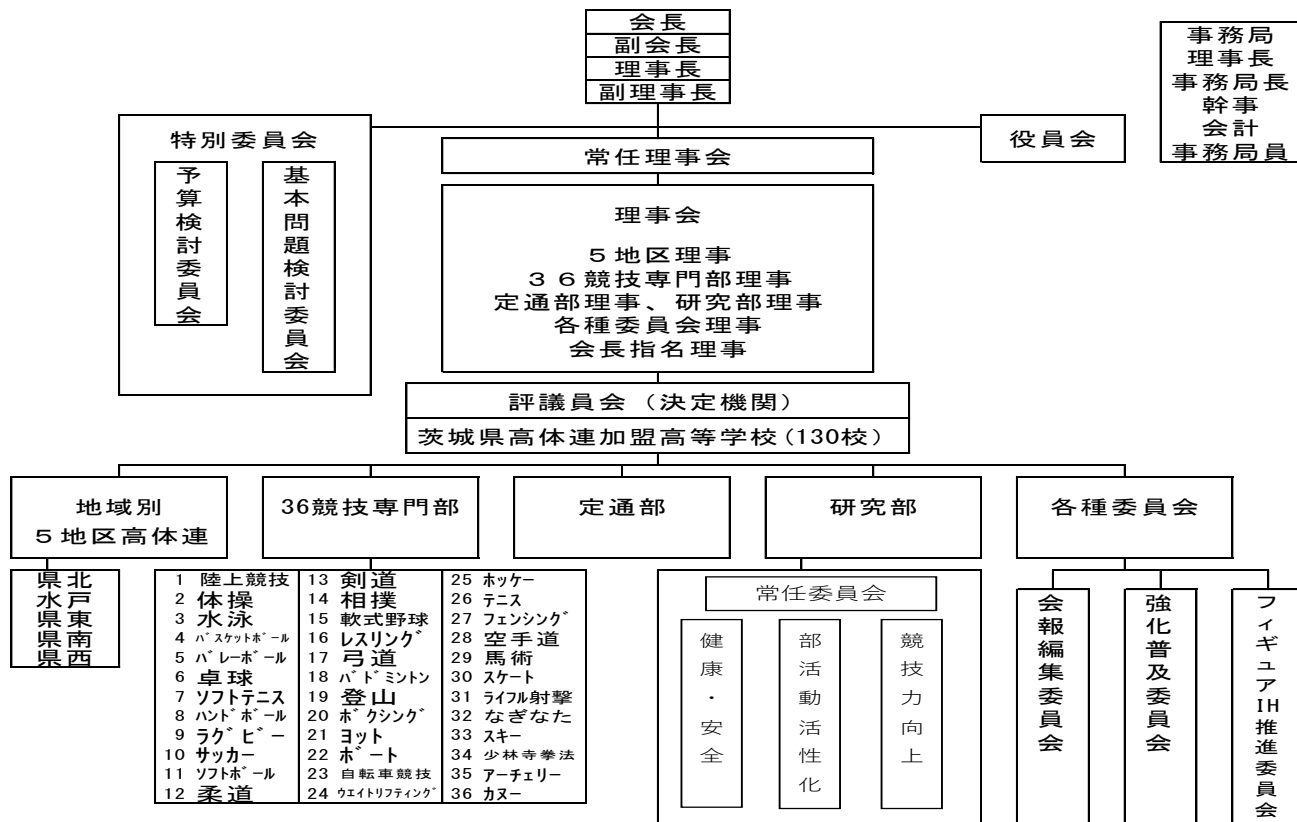
1948年(昭和23年)に設立され、創立74年を迎える。
事務局を水戸生涯学習センター分館内におく。

（3）事業

- ①県内高等学校体育に関する審議会の開催
- ②県内高等学校体育大会の開催
- ③高等学校体育に関する調査研究
- ④体育関係団体及び機関との連絡並びに建議
- ⑤その他本連盟の目的達成に必要な事業

(4) 組織(5地区、36競技専門部、定通部、研究部、各種委員会)

※県内高等学校で組織し、(公財) 全国高体連・茨城県スポーツ協会に加盟する。



2. 関連組織

全国：(公財) 全国高体連⇒全国大会の開催 (※馬術・ライフル射撃・軟式野球除く)

関東：関東高体連⇒関東大会の開催 (※馬術・軟式野球除く)

全国が9ブロックに分かれている。

県：都道府県高体連⇒都道府県大会の開催

本連盟を含め、全ての都道府県に存在する。

県内地区：地区高体連⇒地区大会の開催

※馬術・ライフル射撃は競技団体、軟式野球は高野連主催の全国・関東大会がある。

3. 諸会議

会 議	回 数	参 加 者	内 容
評議員会	年 1 回	役員、各競技専門部委員長、行政関係者（保体課、スポ協）	本連盟の最高議決機関。事業、予算・決算、その他重要事項等を審議決定する。
理事会	年 2 回	会長、副会長、理事	評議員会において決議された事項及び委任された事項の処理等にあたる。
常任理事会	年 2 回	会長、副会長、常任理事	本連盟の主要事項を立案し、緊急事項の処理等にあたる。
定通部・研究部 各種委員会	各年 1 ～ 2 回	所属部員、所属委員	それぞれの課題についての協議、会報の編集等
その他	県総体総合開会式（年 1 回）、県研究大会（年 1 回）、専門部委員長会議（年 1 回）、地区高体連総会（年 1 回）、専門部会議（4.大会関係参照）		

4.大会関係（専門部）

大会	時期	出張回数(例)
関東大会予選	4月末～6月（地区大会含む）	大会日数+会議回数：2～4日程度
全国大会予選	6月～7月（地区大会含む）	大会日数+会議回数：2～4日程度
新人大会	8月～2月(地区大会含む)	大会日数+会議回数：2～4日程度
高体連が認めた大会	各競技専門部による	大会日数+会議回数：2～3日程度
地区独自の大会	2大会まで(各競技専門部による)	大会日数+会議回数：2～3日程度
その他	専門部総会（年1回）、地区専門部総会（年1回）、施設調整会議（年1回）、競技団体主催大会、委員長会議（全国・関東）	

5. 教員の負担軽減のための取組

①組織としての負担軽減

特定の教員にだけ負担がかからないよう、専門部・委員会内で役割分担をしている。

②事務作業負担の軽減

事務作業等の簡素化を図るため、ICTの活用を検討していく。

③大会参加規程の見直し

全国・関東高体連と連携し、持続可能な大会の在り方・参加の在り方を検討していく。